

井原市議会基本条例検証結果資料（令和5年）

評価 A 十分達成された B 概ね達成された C 今後努力を要する

取組事項	1. 議会ICT化に向けての取り組みについて
関連条項等	基本条例第3条、第7条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3. 9 議会でデジタル化の方針を「紙媒体を全面廃止し、タブレット及び会議システム並びにグループウェアを利用することで、経費削減と議会事務局の業務改革、議会力並びに議員力アップを図る。紙媒体の全面廃止は令和4年度中に行う。」に決定。 ・ R4. 2. 28 「井原市議会の情報通信機器使用基準」の制定。 ・ R4. 2. 28 グループウェア導入の決定。 ・ R4. 3. 17 ペーパーレス会議システム操作説明会開催。 ・ R4. 5. 13 ペーパーレス化に伴う紙媒体の今後の取り扱いについて決定。 ・ R4. 5. 19 5月臨時会からペーパーレス会議システムの本格運用開始。 ・ R4. 6. 13 グループウェア操作説明会を開催し、「掲示板」「カレンダー」の運用開始。 ・ R4. 8. 18 グループウェア操作説明会を開催し、「メール」「文書管理」の運用開始。 ・ R4. 12. 8 議案の訂正に係る事務処理について、タブレット端末により正誤表を配布することに決定。
外部評価結果	<p>・タブレットが導入され、議会のDX化がスタートを切った。全議員が何らかの形で活用しているようであり、この点は評価できる。今後は、Chat-GPTに代表される生成AIの導入が格段に進むことが予想される。このことを念頭に置き、議会のDXのあり方を見直すべきである。</p>
評価	A
課題と対応	議会ICT化については、取組みを進めてきた。DX化の取組みについては、今後の検討課題とする。

取組事項	2. 政策提言について
関連条項等	基本条例第3条、第14条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R5. 3. 20 活性化施策調査特別委員会において調査を行った「活性化施策に係る補助制度についての提言書」を議長から市長へ提出した。 【井原市活性化施策調査特別委員会】 井原市の医療、福祉、産業、雇用等の状況を把握し、市民が安全で安心して暮らせる戦略的な対応について調査・研究を行うため、特別委員会を設置し協議を進めた。 (R4 年中 7 回 R5 年中 2 回 計 9 回開催) 付託事項 ○「イバラノミクス」や「いばらぐらし支援メニュー」及び各種補助金等による効果の検証調査 ○新型コロナウイルス感染症対策事業の状況と効果及び収束後を見据えた効果的な支援策についての調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、福祉、教育、産業、雇用等の分野別 【人口減少時代の施策の在り方調査特別委員会】 市民が安全で安心して暮らせる持続可能な井原市であるために、人口減少に伴う様々な課題を把握し、その解決策について調査・研究を行うため、特別委員会を設置し協議を進めている。(R5 年中 7 回開催) 付託事項 ○人口減少時代にあつての施策の在り方について調査・研究を行う。
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策立案機能の面で課題であった政策型議員（委員会）提案条例は、「デニム条例」の制定により、一定の解決がはかられたが、以後の取り組みは低調である。特に、関連する質問がほとんどなされなかったことは残念である。 ・ 昨年、残りの任期で少なくとも 1 本の政策型議員（委員会）提案条例の制定を目標とすべきであると指摘したが、現状では難しそうなので、所管事務調査や政策提言の拡充を図り、その足場を固めることに残り 1 年は注力したほうが良いと考えられる。 ・ 本年は、「活性化施策に係る補助制度」を政策提言したことで、所管事務調査から政策提言へとつなげる活動が「復活」した。引き続き、地道な活動の継続が求められる。
評価	A
課題と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も本市の課題解決に向けた取組みを進める。 ・ 人口減少時代の施策の在り方調査特別委員会において令和 6 年 12 月の政策提言に向けて調査を進める。

取組事項	3. 政務活動費の活用について
関連条項等	基本条例第5条、第16条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3. 3.19 政務活動費マニュアルの改正について決定。(適用 R3. 4. 1～) ・ 宿泊料 県外 12,000 円 県内 9,000 円 を 県外 15,000 円 県内 12,000 円へ変更(食事代込) ・ ETC 利用時の添付書類について明文化 ・ 電話代の上限を9分の1から3分の1へ変更
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年までは、コロナ禍ということもあり、通信費など、いわゆる経費に対する支出が多くなっていたが、それが改善され、研修への参加が増えつつあるようである。令和6年は、井原市外で、積極的に研修や調査を実施してほしい。
評価	A
課題と対応	適宜、支出基準の見直しを行う。

取組事項	4. ホームページの充実について
関連条項等	基本条例第7条、第18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議員紹介、委員会構成、議会基本条例への取り組みの検証、政治倫理条例、会議情報・結果、本会議・常任委員会会議録、議会への提案、市民の声を聴く会、市議会だより、議長交際費、政務活動実施報告書、委員会行政視察報告、政務活動費収支報告（領収書を含む）、政策提言、請願・陳情・傍聴の案内を掲載。 ・定例会中に開催する常任委員会の会議録（要点筆記）を平成24年3月分から公開。 ・R5.3 政策提言したものをホームページに公開。
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・HP上にある各種情報の公開と蓄積は継続されており、高く評価できる。今後、HPの構成を見直す際には、「情報が見やすいこと」と「情報が探しやすいこと」に配慮して、検討する必要がある。ただし、現状でも、HPは見やすいので、大幅な変更は必要ないと思われる。 ・毎年指摘し続けている事項であるが、政務活動費の使用に関するルールを定めたマニュアルを公開する必要がある。特に、政治とカネの問題が注目される中、この点は早急に対処する必要がある。なお、マニュアルそのものの公開が難しい理由や状況があるのであれば、マニュアルの内容を取りまとめた基準や指針等の公開を検討したらどうか。 ・現在のところ、収支報告書や領収書等をPDFで公開しているだけなので、その内容をわかりやすくとりまとめて公開することも今後の課題とされたい。 ・毎年指摘し続けている事項であるが、第7条第2項で、「すべての委員会及び全員協議会」を原則公開としている以上、すべての委員会及び全員協議会の会議録（要点筆記も可）を公開する必要がある。これは、すでにそのような記録がある以上、難しい課題ではないと思われる。情報公開を一步進めた観点からすれば、議案・議題とセットにし、会議で使用される資料の事前公開を行うべきである（難しい場合には、事後公開とする）。
評価	A
課題と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費マニュアルや収支報告の公開のあり方について検討を行う。 ・全員協議会等の会議録の公開については、その必要性を検証する。

取組事項	5. 市民の声を聴く会の実施方法変更について
関連条項等	基本条例第7条、18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・R3.3.19 「市民の声を聴く会」開催要領の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○13 地区での開催を手上げ方式へ変更し、さらに分野ごとに意見交換を行う場として各種団体等（自治会、PTA関係、商工団体等）も対象とするよう変更。 ○開催の申込書を提出してもらい、開催日時や意見交換のテーマなどを協議により決定する。 ○申込団体との協議や当日出席する議員は、申込団体からのテーマ（内容）が、一つの委員会（常任委員会や議会運営委員会）の所管する内容である場合は、その委員会が担当の班として対応する。また、テーマ（内容）が複数の委員会の所管する内容である場合は、あらかじめ3班（1班6人）を編成しておき、順番に対応する。 ・R4.6.28 「市民の声を聴く会」開催要領の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 手上げ方式に変更したことから、実施後の取り扱いについて変更。 ○各班の班長は、市民の声を聴く会の終了後、実施報告書（様式第3号）を広聴広報委員長に提出する。 ○広聴広報委員長は、各班から報告された市民の声を聴く会における意見等について、広聴広報委員会で整理し、その結果を議長へ報告する。 ○議長は、広聴広報委員会からの報告を受けたのち、全員協議会で報告する。 ○全員協議会で報告後、常任委員会において必要に応じ協議を行い、今後の施策立案等に活かしていく。 ○議長は、全員協議会の報告ののち、速やかに市議会ホームページで公表する。 <p>【令和4年実績 2件】 【令和5年実績 1件（市老人クラブ連合会）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4.1.28 に井原市立高等学校で開催する主権者教育へ市議会として参加する予定で事務を進めていたが、新型コロナウイルス感染症のため中止となった。なお、昼間部、夜間部でグループに分かれ、座談会形式による質疑応答方式で意見交換会を行う予定であった。
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民の声を聴く会」は、各種団体等が希望する「手上げ方式」に変更したが、井原市老人クラブ連合会の1回だけの開催となってしまった。参加した市民の数も14人と大幅に減少してしまったことからすると、「手上げ方式」への変更は、失敗であったことになりかねない状況である。 ・オンライン方式の導入、市民や各種団体が手を上げやすい環境の整備、特定団体を対象とした市民の声を聴く会の定期開催、政策提言を作成する際での実施などを検討するように昨年は提言したが、どれもいかされなかったようである。この点は、再度見直しをしてほしい。 ・高校、中学校、小学校などを対象に、主権者教育の一環として「市民の声を聴く会」の開催を検討したらどうか。井原市立高校以外の学校以外での開催も検討してほしい。 ・「市民の声を聴く会」開催時に実施したアンケートの回答者が14人しかないということでは、「市民アンケートとは言えない。抜本的な見直しが必要

	<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙でのアンケートは、コストがかかるが、webでのアンケートはコストがそれほどかからないので、その実施を検討したらどうか。
評価	C
課題と対応	アンケートも含め市民の声の収集方法について、広聴広報委員会で引き続き検討する。

取組事項	6. 議会だよりの充実について
関連条項等	基本条例第7条、第18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> R4.10.3 議会広報のあり方について「議会だより」「ホームページ」「井原放送」などの広報媒体をうまく活用し、紙媒体からデジタル媒体への移行も視野に入れ、「読む広報」から「観る広報」・「聴く広報」へとシフトしていくことに決定。議会だよりの一般質問の原稿は、読みやすく、わかりやすく、親しみやすくし、中身を詳しく知りたい読者向けに、YouTubeを活用して井原放送の録画放送をネット上から観れるようにする。 R5.3.20 議会だより番組放映について、広聴広報委員会で協議を行うことに決定 R5.4 一般質問の映像のYouTube配信を開始 R5.4 井原放送で映像版議会だよりの放映を開始
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問映像のYouTube配信は評価できる。今後は、一般質問以外についても検討したらどうか。
評価	A（幅広い年代の方を対象とした広報活動を推進した。）
課題と対応	更なる「読みたい」「観たい」「聴きたい」議会だよりのあり方について、広聴広報委員会で調査・研究を行う。

取組事項	7. 議会への提案箱の設置、ホームページからの提案について
関連条項等	基本条例第18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・R3.6.29 回答までの時間短縮のため、広聴広報委員会において協議先委員会の決定の際に、内容的に執行部へ意見を求めたほうがよいものは、回答案の協議先委員長の同意を得た上で、広聴広報委員会において執行部へ意見を求めることも決定する。 ・R3.12.6 協議先委員会の決定の際、必要に応じて正副委員長で協議を行い、メール等による委員への照会により協議先委員会を決定する。ただし、委員から異議がある場合は、委員会を開催し協議する。
外部評価結果	なし
評価	A
課題と対応	提案箱の設置場所の見直しや提案から回答までの更なる期間短縮について、広聴広報委員会で検討する。

取組事項	8. 議会事務局の調査及び法制機能の充実について
関連条項等	基本条例第19条
取組内容	第19条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年指摘し続けている課題であるが、専門的知識・経験を有する職員の育成や採用については、他議会でもうまくいった事例は少なく、改善する見込みは薄い。ただし、議会機能の強化の上で、欠かせない課題でもある。議会事務局 職員が1名マイナスとなっている現状では、議会としての意向を首長に提言・要求していく必要がある。 ・法制機能の充実については、議会や事務局だけで考えるのではなく、専門的知見の活用、公聴会制度、参考人制度、議会図書室の充実、政務活動費の有効活用などがあげられる。 ・生成AIの活用により、議会事務局職員に頼るのではなく、議員個人の政策立案能力の向上を図ることを検討したらどうか。
評価	A
課題と対応	議会及び議員の政策立案機能の充実のために、個々の議員の意識改革が必要と考える。

取組事項	9. 議会基本条例の検証及び見直しについて
関連条項等	基本条例第23条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3. 3. 19改正 <ul style="list-style-type: none"> ○第7条第4項 議会報告の手段に議会広報誌、ホームページを追加 ○同条第6項 休日及び夜間の本会議開催についての条文を削除 ○第18条第4項 広聴活動に意見交換会を追加 ○第22条第2項 議員報酬について、「市民の意見を参考に決定」を「井原市特別職報酬等審議会の意見等を参考に」に修正 ○第24条 委任について、危機管理等を追加
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価にあたっては、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）というPDCAサイクルを議会運用の流れの中に位置づけることが必要である。特に、4年という任期でのサイクルが重要である。残り一年の最重要課題として、すでに指摘したことの繰り返しになるが、任期の4年間で「できたこと」と「できなかった」ことをきちんと整理し、成果と課題を明らかにし、次の任期への「申し送り事項」を取りまとめることに、取り組んでほしい。 ・ これまで、有識者による評価を毎年行ってきたが、若干、「マンネリ感」が見られるので、そろそろ「市民による評価」など、新しい取り組みを検討したらどうか。新しい任期の始まりとともに、その導入を積極的に検討してほしい。
評価	A
課題と対応	評価の方法について研究する。

取組事項	10. 危機管理マニュアル等の作成・運用について
関連条項等	基本条例第24条ほか
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大規模災害等の検証と対策」を設け、災害発生時における井原市議会を含めた井原市の対応を検証するとともに、防災訓練等への積極参加、地域の防災、避難所のあり方と設備、防災備蓄品等の災害対策について、先進自治体の事例などを研究し、防災への認識を深め災害に備えることを加えている。
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 能登半島地震を教訓とし、大規模災害やウイルスの感染拡大等の非常事態に備えるため、タブレットを活用したオンライン委員会の開催をテストで行い、必要な条例改正や措置を講じることを検討したらどうか。
評価	A
課題と対応	内容の見直しやオンライン委員会開催に向けた検討を継続して行う。

取組事項	11. その他
関連条項等	なし
取組内容	なし
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「議員のなり手不足」の問題が深刻化している。 ・前回の選挙では、定員をこえる立候補者があったが、1年後に行われる選挙が無投票になる可能性がある。無投票になれば、再び、議員定数の問題が出てくることになり、余計なことに労力が割かれることになる。 ・これは、正規の議会活動にはならないが、積極的な候補者の掘り起こしが必要となる。そのための支援を検討したらどうか。
評価	B
課題と対応	今後研究する。